

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第32号

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

墨田区後期高齢者医療に関する条例（平成20年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1月」を「3月」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、平成22年1月1日以後に同項の納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に同項の納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。